

郵送による転出届をされる皆様へ

必要なもの

- 1 「郵送による転出届」・・・下の「郵送による転出届」に必要事項をご記入ください。
- 2 本人確認ができる書類のコピー・・・運転免許証など顔写真付きの証明書は1点。
健康保険証や年金手帳など顔写真のないものは2点。
(いずれも有効期限内のものに限ります。)
- 3 切手を貼った返信用封筒・・・「転出証明書」を送付いたしますので、ご自分の住所、氏名を記入して110円切手を貼ってください。
(住基カード、マイナンバーカードによる転出の場合、返信用封筒は不要です。)

1～3を封書にて、以前の住所登録地の市区町村あてに郵送してください。

郵送による転出届

市区町村長 あて

1. 転出の種類 (いずれかに○をつけてください。)

	紙の転出証明書による転出
	住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードによる転出 ※転出者の中に住基カードまたはマイナンバーカードをお持ちの方がいる場合のみ可能です。転出証明書は発行されず、カードを利用して転入届を行います。 ※転入時に カードの暗証番号入力が必要です。 ※異動日から14日以内に新住所に転入届ができない場合はカードによる転出ができません。

2. 異動日 (新住所への異動日を記入してください。)

令和	年	月	日
----	---	---	---

3. 新住所・新世帯主 (新しく住所登録をする住所をご記入ください。)

新住所:	新世帯主:
------	-------

4. 以前の住所・以前の世帯主 (住所登録を以前の住所をご記入ください。)

旧住所:	旧世帯主:
------	-------

5. 転出する方の氏名・生年月日・性別 (今回異動する方のみご記入ください。)

氏名(ふりがな)	生年月日	性別
	大・昭・平・令 年 月 日	男・女
	大・昭・平・令 年 月 日	男・女
	大・昭・平・令 年 月 日	男・女
	大・昭・平・令 年 月 日	男・女

6. 届出日 (この用紙を記入した日)

令和	年	月	日
----	---	---	---

7. 届出人氏名・連絡先

氏名	電話番号 — — 自宅・携帯・勤務先(部署:)
----	--------------------------------

書類に不備があった場合に連絡をすることがあります。平日8:30～17:15に連絡がとれる番号をお書きください。

その他に以下に該当する方は 事前に各担当課へご連絡ください。

別途お手続きが必要です。

対象の方	転出時の手続きの有無	問い合わせ先	新住所地での手続き
・「水道」を止めたい方	○	建設水道課 TEL0944-32-1064	加入手続き
・「児童手当」、「児童扶養手当」、「特別児童扶養手当」を受給中の方	○	こども未来課 TEL0944-32-1066	受給申請
・「こども・ひとり親医療証」をお持ちの方	○		申請必要
・「認定子ども園」を利用中の方	○		申請必要
・「大木町立の小中学校」に通学中の方	○	こども未来課 TEL0944-32-1269	転校手続き
・「介護保険」の認定を受けている方	○	福祉課 TEL 0944-32-1060	申請必要
・「自立支援医療(精神通院)受給者証」をお持ちの方	○		申請必要
・自立支援医療(更生医療)受給者証」をお持ちの方			
・「障害福祉サービス受給者証」を受けている方 ・「重度障害者医療証」をお持ちの方			
・身体障害者手帳をお持ちの方	なし		住所変更申請必要
・「後期高齢者医療」をお持ちで県外転出する方	○	健康課 TEL 0944-32-1280	申請必要
・「後期高齢者医療の限度額認定、特定疾病証」をお持ちの方	○		申請必要
・「国民健康保険の高齢受給者証」をお持ちの方	○		
・「国民健康保険の限度額認定証、特定疾病証」をお持ちの方	○		
・原付バイクをお持ちの方	○	税務町民課 TEL 0944-32-1067	住所変更
・固定資産税のある方	○		
・マイナンバーカード、住基カードをお持ちの方	なし	税務町民課 TEL 0944-32-1068	継続手続き必要